

障企発 1226 第 1 号
こ支障第 115 号
令和 5 年 12 月 26 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（公印省略）

障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について

厚生労働行政の推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件」（令和 5 年厚生労働省告示第 5 号）が告示されました（別紙参照）。これにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病が新たに 3 疾病追加され、告示される疾病が 366 疾病から 369 疾病へと見直しが行われ、令和 6 年 4 月 1 日より適用されることとなります。

つきましては、別添のとおり周知用のリーフレットを作成しましたので、貴自治体の広報誌、障害者向けのしおり、ホームページ等を活用した周知において適宜ご活用いただき、制度の適切な運用及び周知についてご協力をお願いするとともに、都道府県におかれては貴管内の市町村に対して周知の依頼をお願いいたします。

また、障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となります。

そのため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 69 号）に基づく特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者御本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、担当部局と連携を図られるようお願いいたします。

なお、管内医療機関に対しての周知につきましては、参考資料のとおり各都道府県、指定都市、特別区の衛生主管部（局）宛に別途依頼を行っておりますので、ご承知おきください。

障企発 1226 第 2 号
こ支障第 121 号
令和 5 年 12 月 26 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について

厚生労働行政の推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件」（令和 5 年厚生労働省告示第 5 号）が告示されました（別紙参照）。これにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病が新たに 3 疾病追加され、告示される疾病が 366 疾病から 369 疾病へと見直しが行われ、令和 6 年 4 月 1 日より適用されることとなります。

つきましては、別添のとおり周知用のリーフレットを作成しましたので、適宜ご活用いただき、管内の医療機関等に対し今回の改正の周知方お願い申し上げます。

また、その際、事務手続を円滑に進め、難病患者等に必要なサービスを速やかに受けていただく観点から、障害福祉サービス等の申請に必要な診断書や障害支援区分の認定に必要な医師意見書等の作成に当たっては、別添リーフレットにある対象疾病一覧の疾病名を記載することについて御配慮いただけますよう、併せて、周知方お願い申し上げます。

なお、障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者ご本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となります。

そのため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 69 号）に基づく特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者ご本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

三十三 業務委託の基準
 三十四 競争入札その他契約に関する基本的事項
 三十五 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

三十二 業務委託の基準
 三十三 競争入札その他契約に関する基本的事項
 三十四 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

附則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月十三日）から施行する。

告

示

〇子ども家庭庁 厚生労働省 告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。
 令和五年十二月八日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子
 厚生労働大臣 武見 敬三
 （傍線部分は改正部分）

改正後	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三十一（略）
改正前	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三十一（略）

〇総務省告示第四百九号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

総務大臣 鈴木 淳司

令和五年十二月八日
 次の表により、改正前欄に掲げる破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ）を付した規定（以下「対象規定」という）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という）第二条第一項に定める無線設備の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。	改正前	1 [同上]
無線設備の種類別	表	無線設備の種類別	表
一～四十八 [略]	[略]	一～四十八 [同上]	[同上]
四十九 証明規則第二条第一項第十一号の三に掲げる無線設備	別表第八十七	四十九 証明規則第二条第一項第十一号の三に掲げる無線設備	別表第八十七

改正後	三十二 HTRAI 関連脳小血管病 三十三 三十九（略） 四十 MEGCP2 重複症候群 四十一 百六十（略） （削る） 百六十一 百七十五（略） 百七十六 成人発症スチル病 百七十七 二百五（略） 二百六 線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む） 二百七 二百三十四（略） 二百三十五 TRPV4 異常症 二百三十六 二百三十九（略） （削る） 二百四十 二百六十三（略） 二百六十四 脳内鉄沈着神経変性症 二百六十五 三百十六（略） 三百十七 ペリー病 三百十八 三百二十六（略） 三百二十七 マルフアン症候群/ロイス・グイツ症候群 三百二十八 三百六十九（略）	改正前	（新設） 三十二 三十八（略） （新設） 三十九 百五十八（略） 百五十九 神経フェリチン症 百六十 百七十四（略） 百七十五 成人スチル病 百七十六 二百四（略） （新設） 二百五 二百三十二（略） （新設） 二百三十三 二百三十六（略） 二百三十七 発熱と変形性骨腫症を伴う常染色体劣性白質脳症 二百三十八 二百六十一（略） （新設） 二百六十二 三百十三（略） 三百十四 ペリー症候群 三百十五 三百二十三（略） 三百二十四 マルフアン症候群 三百二十五 三百六十六（略）
-----	---	-----	--